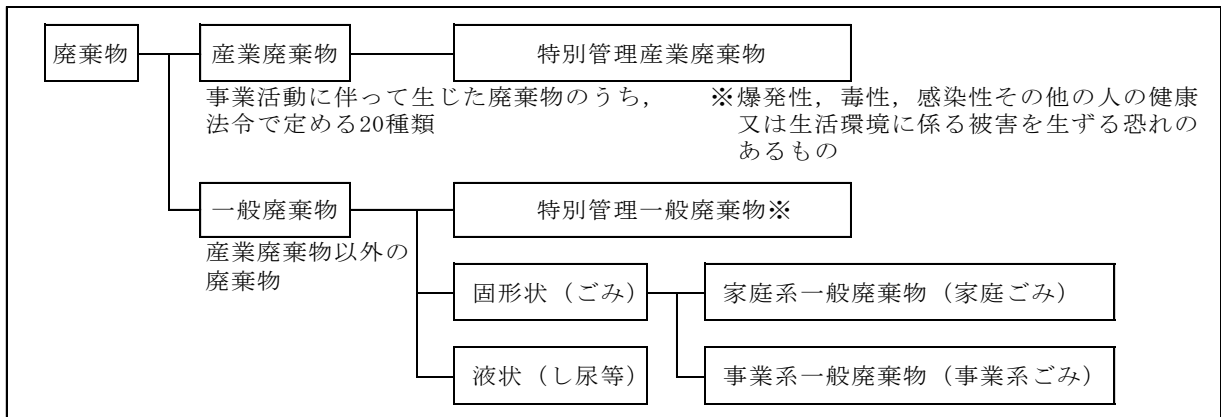


第2章 循環型社会の構築

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 概要

ごみ（廃棄物）は、大別すると、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。一般廃棄物は固形状のごみと液状のし尿等に分けられ、さらに、ごみは家庭の日常生活から排出される「家庭ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」に区分されます。



2 ごみ排出量の現状

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムはごみの排出量を増大させており、ごみの発生抑制・リサイクルの推進は社会的な急務となっています。

また、ごみ質も多様化しており、適正処理がますます重要な課題となっています。

本市のごみ排出量は、家庭系ごみは概ね横ばいで推移していますが、2020年（令和2年度）以降は減少傾向にあります。一方、事業系ごみは増加傾向で推移しており、2020年度（令和2年度）は減少しましたが、2021年度（令和3年度）は増加に転じています。

また、リサイクル率はRDF事業などにより、全国や県平均より高い水準を維持しているものの、横ばいで推移しているため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）などの資源生産性を高める取組を一層強化していく必要があります。

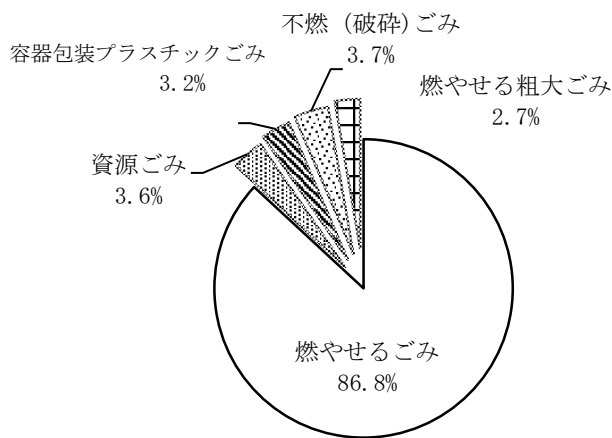
(1) ごみ排出量

2021年度(令和3年度)ごみ排出量(収集形態別)

(t)

区分	家庭系ごみ			事業系ごみ			合計
	直営	委託業者	小計	許可業者	自己搬入	小計	
燃やせるごみ	31,107	49,207	80,314	46,900	3,548	50,448	130,762
資源ごみ	1,369	2,901	4,270	968	59	1,027	5,297
容器包装プラスチックごみ	1,607	3,146	4,753	0	2	2	4,755
不燃(破碎)ごみ	1,252	2,705	3,957	693	933	1,626	5,583
燃やせる粗大ごみ	555	949	1,504	501	2,094	2,595	4,099
合計	35,890	58,908	94,798	49,062	6,636	55,698	150,496

ごみの種別の排出量内訳



(2) ごみ排出量の推移

(t)

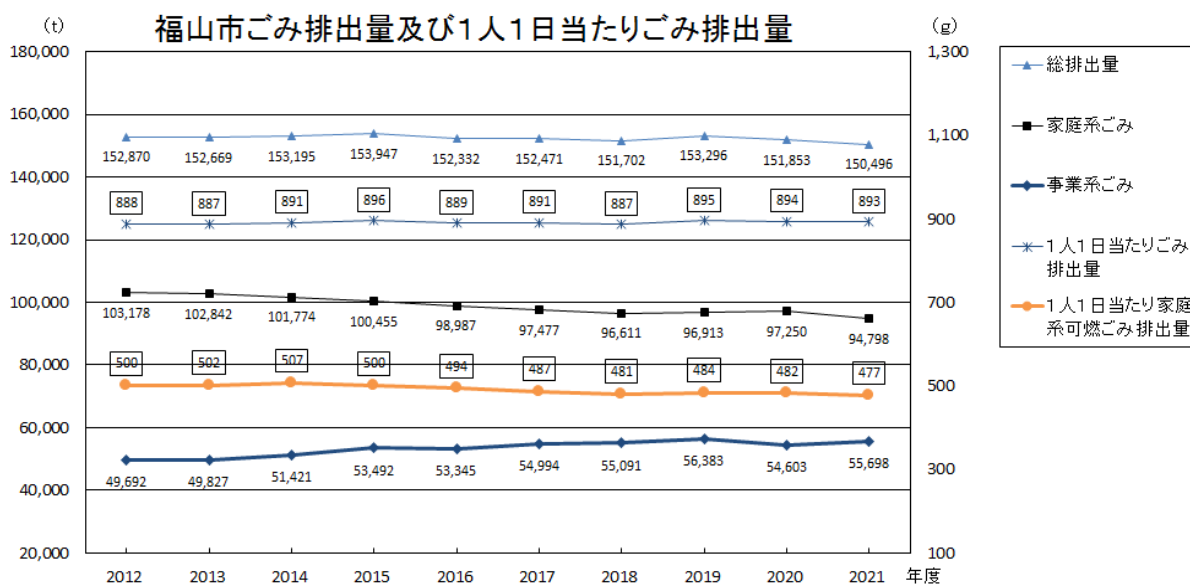
年度	合計	増減量	家庭系ごみ						事業系ごみ					
			小計	可燃	資源	プラスチック	不燃破碎	可燃粗大	小計	可燃	資源	プラスチック	不燃破碎	可燃粗大
2012(H24)	152,870	▲457	103,178	86,066	5,735	5,255	4,450	1,672	49,692	45,307	1,069	8	1,787	1,521
2013(H25)	152,669	▲201	102,842	86,316	5,451	5,087	4,326	1,662	49,827	45,398	1,078	8	1,748	1,595
2014(H26)	153,195	526	101,774	87,218	4,846	4,694	3,761	1,255	51,421	47,253	1,092	5	1,585	1,486
2015(H27)	153,947	752	100,455	85,902	4,781	4,666	3,862	1,244	53,492	48,968	1,273	10	1,570	1,671
2016(H28)	152,332	▲1,615	98,987	84,643	4,699	4,693	3,678	1,274	53,345	48,789	1,216	1	1,444	1,895
2017(H29)	152,471	139	97,477	83,394	4,668	4,648	3,521	1,246	54,994	50,404	1,292	1	1,342	1,955
2018(H30)	151,702	▲769	96,611	82,259	4,434	4,663	3,943	1,312	55,091	49,747	1,328	1	1,577	2,438
2019(R1)	153,296	1,594	96,913	82,859	4,166	4,602	3,929	1,357	56,383	51,345	1,034	3	1,505	2,496
2020(R2)	151,853	▲1,443	97,250	81,862	4,522	4,750	4,526	1,590	54,603	49,364	1,060	4	1,636	2,539
2021(R3)	150,496	▲1,357	94,798	80,314	4,270	4,753	3,957	1,504	55,698	50,448	1,027	2	1,626	2,595

1人1日当たりのごみ排出量の推移

(g / [人・日])

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
889	891	887	895	894	893

※1人1日当たりのごみ排出量=ごみ排出量 / (人口×365日)



(3) 資源化率及びリサイクル率の推移

・全国

(%)

区分/年度	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
資源化率	15.1	15.2	15.2	15.2	16.0	—
リサイクル率	20.3	20.2	19.9	19.6	19.9	—

・広島県

(%)

区分/年度	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
資源化率	19.4	19.1	18.8	16.7	18.0	—
リサイクル率	21.7	21.3	20.6	18.7	19.6	—

・福山市

(%)

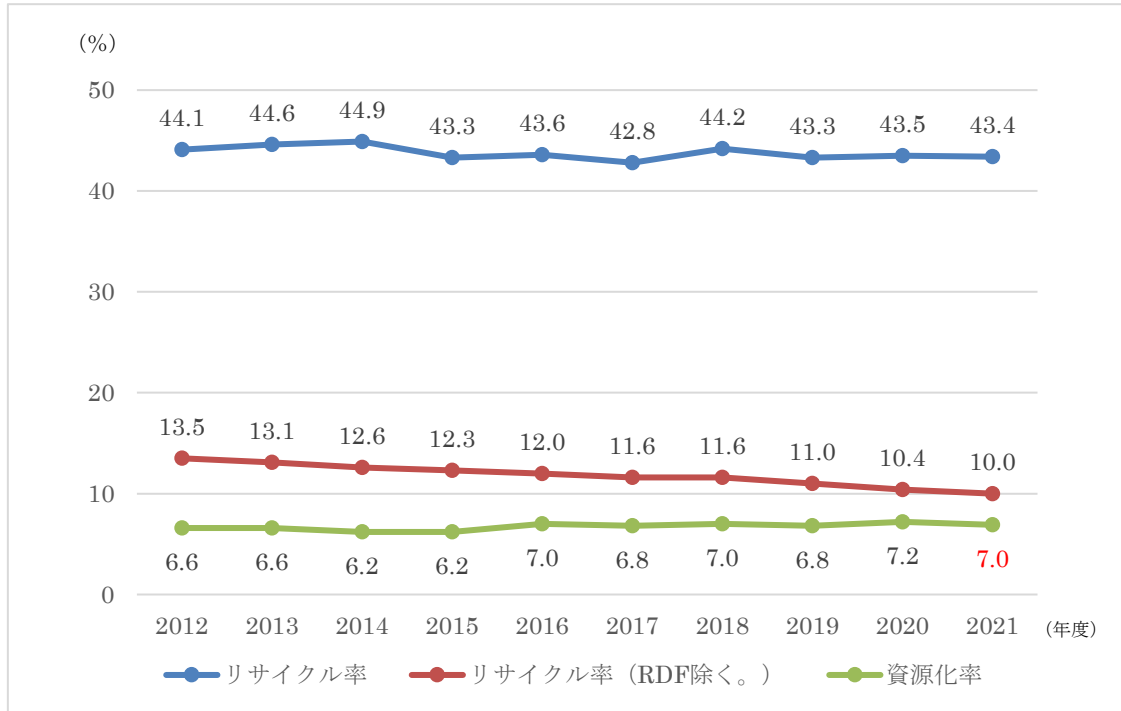
区分/年度	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
資源化率	7.0	6.8	7.0	6.8	7.2	7.0
リサイクル率	12.0 (43.6)	11.6 (42.8)	11.6 (44.2)	11.0 (43.3)	10.4 (43.5)	10.0 (43.4)

(注) 資源化率 (%) = (ごみの資源化量) ÷ (ごみの排出量)

(注) リサイクル率 (%) = ((ごみの資源化量) + [集団回収量]) ÷ ((ごみの排出量) + [集団回収量])

(注) リサイクル率中の () 内は, RDF 製造量を含んだ場合の数字

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{([\text{ごみの資源化量}] + [\text{集団回収量}] + [\text{RDF 製造量}])}{([\text{ごみの処理量}] + [\text{集団回収量}])}$$




3 ごみ分別収集の状況

本市の家庭ごみ分別区分は、「燃やせるごみ」、「容器包装プラスチックごみ」、「資源ごみ」、「不燃(破砕)ごみ」、「燃やせる粗大ごみ」、「蛍光灯・使用済乾電池・ビデオテープ類・ライター類」の6種類としています。

2001年(平成13年)4月からは、家電リサイクル法の施行に伴い、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は市で収集及び処理を行っていません。2003年(平成15年)10月からは、「資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)」に基づき、家庭用パソコンのリサイクルが始まり、2004年(平成16年)4月から市で収集及び処理を行っていません。

また、2006年(平成18年)4月から、プラスチックごみの分別方法を変更し、新たに「容器包装プラスチックごみ」の分別を設け、2007年(平成19年)4月からは、くつ・カバン・財布等の皮革類は「燃やせるごみ」となり、2008年(平成20年)4月からは、石油ストーブ・石油ファンヒーターは「資源ごみ」の日に、使い捨てライターは「燃やせる粗大ごみ」の日に、2013年(平成25年)4月からは、電気・ガスストーブ、ファンヒーターは「資源ごみ」の日に、蛍光灯は「燃やせる粗大ごみ」の日に収集しています。(一部地域を除く。)2017年(平成29年)からは、ボタン電池を「燃やせる粗大ごみ」の日に収集しています。

区 分	収集回数	主 な 内 容
燃やせるごみ	週2回	紙くず類，木くず類，生ごみ類，衣類・布類，プラスチック製の商品，汚れが落ちない容器包装プラスチック，皮革類，灰
容器包装プラスチックごみ	週1回	 識別マークがついているもの
資 源 ご み	月2回	びん類，缶類，金属類，ストーブ，ファンヒーター
不燃（破砕）ごみ	月2～3回	ガラス類，陶磁器類，小型家電，その他不燃製品，燃やせない粗大ごみ
燃やせる粗大ごみ	年4回	木製の家具類，寝具類
蛍光灯 使用済乾電池 ビデオテープ類 ライター類	年4回	蛍光灯，使用済乾電池，ビデオテープ類，ライター類 (燃やせる粗大ごみの日に収集)

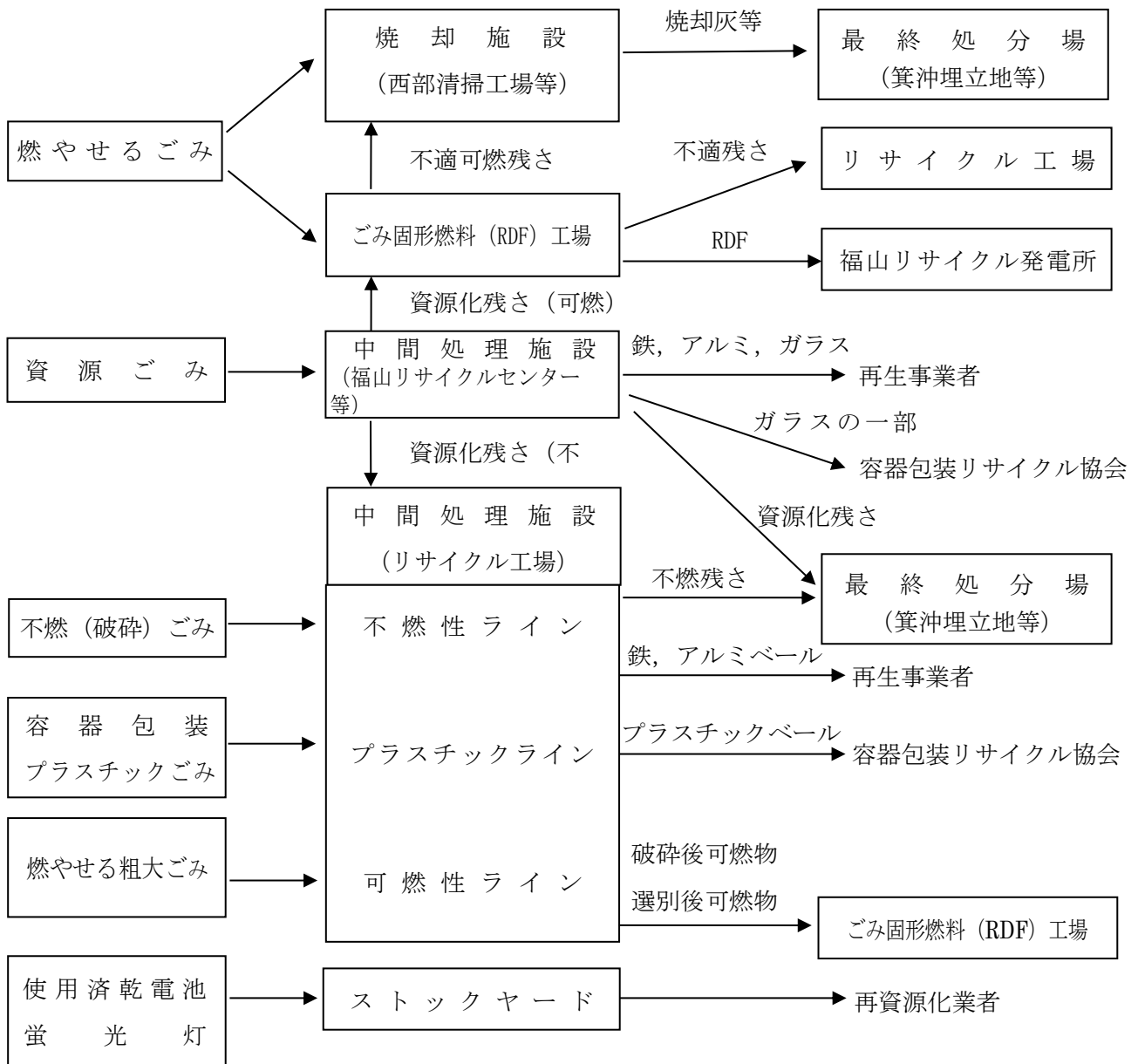
4 ごみ処理の状況

(1) ごみ処理の概要

本市の燃やせるごみについては，ごみ固形燃料（RDF）工場でRDF化による処理のほか，3か所の焼却施設で焼却処理をしています。資源ごみは，2か所の民間施設で資源化処理を行っています。不燃（破砕）ごみ，容器包装プラスチックごみ，燃やせる粗大ごみは，リサイクル工場で中間処理を行って資源化処理をしています。

中間処理施設からの残さ，焼却施設からの焼却灰等については，4か所の最終処分場で適正に処分を行っています。

ア ごみ処理フロー



※一部のごみは中継施設を経由して、リサイクル工場等に搬入しています。

イ ごみ処理の状況及び経年変化

(t)

区分 年度	ごみ排出量(*1)	処理量				焼却灰
		焼却	RDF化	資源化(*2)	最終処分	
2017年度	152,471	51,468	89,417	10,414	6,889	9,021
2018年度	151,702	49,542	90,610	10,668	7,924	8,526
2019年度	153,296	51,011	90,979	10,479	7,634	8,742
2020年度	151,853	49,490	90,657	10,996	7,187	8,367
2021年度	150,496	48,170	90,400	10,446	8,160	8,187

(*1) ごみ排出量の内訳については p. 33 「2021 年度（令和 3 年度）ごみ排出量（収集形態別）」を参照

(*2) びん，缶，金属類，プラスチック類等を資源化したもの

(2) ごみ固形燃料化・焼却

ごみ固形燃料（RDF）工場では、燃やせるごみとリサイクル工場からの可燃残さなどを RDF 化しています。

また、西部清掃工場や新市クリーンセンター、深品クリーンセンターでは、燃やせるごみを焼却処理しています。なお、深品クリーンセンターでは、神辺クリーンセンターからの可燃残さも併せて焼却処理しています。

ア 施設別処理量

(ア) ごみ固形燃料（RDF）工場

(t)

区分 年度	処理量	RDF 製造量 (搬送量)	
		RDF 化量	残さ量
2017年度	90,305	89,417	888
2018年度	91,427	90,610	817
2019年度	91,750	90,979	771
2020年度	91,447	90,657	790
2021年度	91,237	90,400	837

※ごみ種別は燃やせるごみ

(イ) 西部清掃工場

(t)

区分 年度	焼却量				焼却灰	
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計	焼却灰	焼却量に 対する 割合 (%)
		燃やせる 粗大ごみ	選別後 可燃物			
2017年度	26,385	—	—	26,385	5,058	19.17
2018年度	26,957	—	—	26,957	5,059	18.77
2019年度	27,054	—	—	27,054	5,046	18.65
2020年度	24,787	—	—	24,787	4,625	18.66
2021年度	24,767	—	—	24,767	4,562	18.42

(ウ) 新市クリーンセンター

(t)

区分 年度	焼却量			焼却灰		
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計	焼却灰	焼却量に 対する 割合 (%)
		燃やせる 粗大ごみ	選別後 可燃物			
2017年度	4,688	—	—	4,688	779	16.62
2018年度	5,200	—	—	5,200	813	15.63
2019年度	5,145	—	—	5,145	782	15.20
2020年度	5,086	—	—	5,086	793	15.59
2021年度	4,951	—	—	4,951	768	14.72

(エ) 深品クリーンセンター

(t)

区分 年度	焼却量			焼却灰		
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計	焼却灰	焼却量に 対する 割合 (%)
		燃やせる 粗大ごみ	選別後 可燃物			
2017年度	20,371	—	24	20,395	3,184	15.61
2018年度	17,362	—	23	17,385	2,654	15.27
2019年度	18,791	—	21	18,812	2,914	15.49
2020年度	19,597	—	20	19,617	2,949	15.03
2021年度	18,524	—	17	18,541	2,857	15.41

(3) 中間処理・資源化

「資源ごみ」は、福山リサイクルセンター（民間施設）、神辺クリーンセンター（民間施設）で資源化处理しています。「容器包装プラスチックごみ」は、リサイクル工場で機械選別・手選別し、中間処理を行って資源化处理をしています。「不燃（破碎）ごみ」は、リサイクル工場で破碎し、可燃物を選別するとともに、中に含まれる鉄・アルミ等を資源化しています。

また、内海リサイクルセンター、神辺クリーンセンターでは選別後、資源化しています。

ア 2021年度（令和3年度）施設別の資源化等の実績 (t)

施設	区分	ごみ種	搬入量	処 理 実 績		
				資源化	埋立	残さ (*1)
福山リサイクルセンター		資源ごみ	4,383	2,749	1,008	768
神辺クリーンセンター		容器包装プラスチックごみ	962			
		資源ごみ	771			
		不燃(破碎)ごみ	773			
		小 計	2,506	568	245	674
内海リサイクルセンター		古紙類	48			
		不燃(破碎)ごみ	39			
		小 計	87			
リサイクル工場		容器包装プラスチックごみ	3,793			
		不燃(破碎)ごみ	4,771			
		資源化残さ (*2)	1,653			
		小 計	10,217			
合 計			17,193	9,289	8,159	2,517

(*1) 中間処理施設において発生したもの

(*2) 中間処理施設からリサイクル工場に搬入され、再度処理された資源化物質
資源化残さの内訳 (t)

施設名	搬入量
福山リサイクルセンター	765
神辺クリーンセンター	657
ごみ固形燃料（RDF）工場	231

イ 2021年度（令和3年度）資源化量 (t)

施設/区分	紙	鉄	アルミ	ガラス	プラスチック		計
					ペットボトル	その他	
福山リサイクルセンター	—	785	684	1,280	—	—	2,749
神辺クリーンセンター	—	229	113	226	—	—	568
内海リサイクルセンター	48	—	—	—	—	—	48
リサイクル工場	—	1,644	136	—	992	3,152	5,924
直接資源化	1,157	—	—	—	—	—	1,157
合 計	1,205	2,658	933	1,506	992	3,152	10,446

※古紙類の一部については、民間業者へ直接搬入し、資源化している。

(4) 最終処分

リサイクル工場，ごみ固形燃料（RDF）工場，福山リサイクルセンター，神辺クリーンセンター，内海リサイクルセンターからの残さ，西部清掃工場，新市クリーンセンター，深品クリーンセンターからの焼却灰を箕沖埋立地などの埋立地において埋立処分をしています。

町内清掃土等については，箕沖埋立地において埋立処分をしています。

「埋立ごみ」，「燃やせない粗大ごみ」については，以前は直接埋立処分を行っていましたが，2000年（平成12年）9月よりリサイクル工場において中間処理を開始したことにより，埋立量は容積で約3分の1程度となり，埋立地の延命化を図りました。

合併により，2003年（平成15年）に内海埋立地，新市埋立地，2006年（平成18年）に深品埋立地が新たに加わり，より一層の適正処理に努めています。

2021年度（令和3年度）埋立処分量

(t)

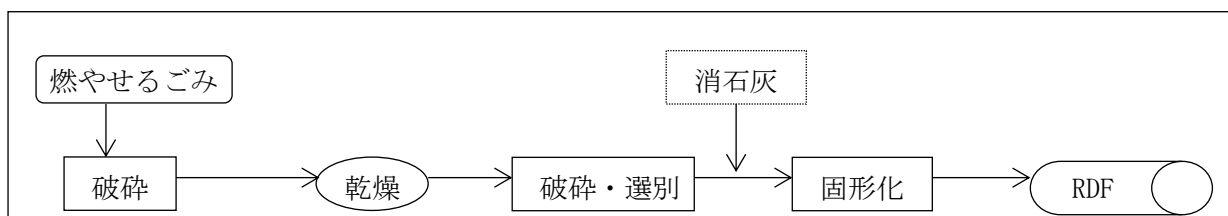
施設	区分	中間処理施設から	焼却灰	町内清掃土等 公共事業残土	計
箕沖埋立地		7,891	4,562	5,165	17,619
慶応浜埋立地		—	—	—	—
内海埋立地		23	—	10	33
新市埋立地		—	768	—	768
深品埋立地		245	2,857	—	3,102
合計		8,159	8,187	5,175	21,522

(5) 福山リサイクル発電

本市においては，2004年（平成16年）4月からごみ固形燃料（RDF）工場の操業を開始し，これまでの焼却方式を中心としたごみ処理からRDF化方式への切り換えを行い，環境負荷の低減を図るとともに高度なエネルギー利用を可能とする循環型社会への移行をめざしています。

ア 処理フロー

受け入れた燃やせるごみは，破碎処理を行った後，乾燥します。乾燥した状態でもう一度破碎し，選別処理を行った後，腐敗防止のために消石灰を混ぜて固形化します。



イ 福山リサイクル発電事業

本市は、一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進め、廃棄物処理コストの低減を図るため、事業会社「福山リサイクル発電株式会社」による RDF 発電・灰溶融事業（福山リサイクル発電事業）に参画しています。

（ア）これまでの取組状況

①事業会社の設立（2000年〔平成12年〕5月）

広島県、福山市、民間企業等の出資により、RDF を利用した発電を行う事業会社を 2000 年（平成 12 年）5 月 24 日に設立

- ・名称：福山リサイクル発電株式会社
- ・所在地：広島県福山市箕沖町 107 番 8

②参画市町村連絡協議会の設置（2000年〔平成12年〕5月）

福山リサイクル発電事業を円滑に進めるため、全参画市町村による協議会を設置

参画市町村：福山市（会長）、府中市（副会長）、大竹市（副会長）、廿日市市（副会長）、御調町、久井町、甲山町（副会長）、世羅町、世羅西町、内海町、油木町、神石町、豊松村、三和町（監事）、上下町、東城町（監事）

市町村合併により、

参画市町（2022年〔令和4年〕3月31日現在）：福山市（会長）、府中市（副会長）、大竹市（副会長）、廿日市市（副会長）、尾道市、三原市、世羅町（副会長）、神石高原町（監事）、庄原市（監事）

③RDF 適正処理推進協議会の設置（2002年〔平成14年〕6月）

RDF 長期供給契約に基づく福山リサイクル発電事業の円滑な推進

構成員：福山市（議長）、府中市、大竹市、廿日市市（副議長）、甲世衛生組合、神石広域事務組合、東城町、内海町、福山リサイクル発電（株）（事務局）

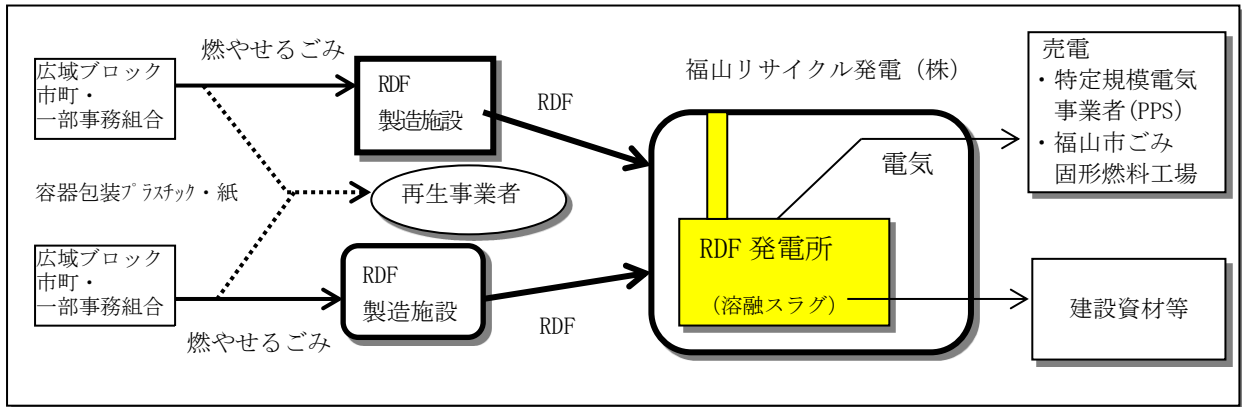
市町村合併等により、

構成員（2022年〔令和4年〕3月31日現在）：福山市（議長）、府中市（副議長）、神石高原町、庄原市、福山リサイクル発電（株）（事務局）

(イ) 事業の全体概要

参画市町等が燃やせるごみから製造した RDF を利用して、福山リサイクル発電所で発電事業を行い、従来は未利用だった燃やせるごみのエネルギーを有効利用するものです。

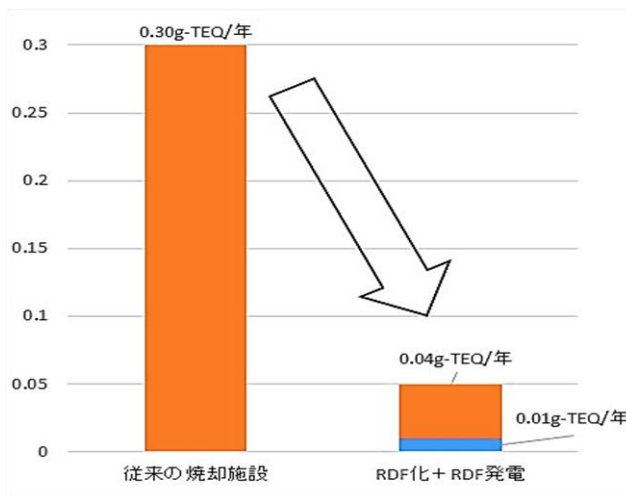
また、RDF 燃焼後の灰については、熔融スラグ化し、建設資材等としてリサイクルしています。



事業内容	① RDF の受入れ、貯蔵、焼却 ② 発電、売電、焼却灰の熔融スラグ化
施設規模	① 敷地面積：約 26,000 m ² ② 処理施設規模：314 t-RDF/日 ③ 貯蔵容量：20,000 m ³ ④ 発電出力：約 21,600kW
立地場所	広島県福山市箕沖町 107 番 8
主な施設	① RDF 貯蔵施設 ② RDF 発電施設 (焼却・発電・灰熔融)

(ウ) 環境負荷の低減効果

ダイオキシン類の削減効果 (福山市分)



RDF 化で旧来の焼却施設の
約 6 分の 1 に削減

RDF は生ごみに比べて水分が少なく
安定的な燃焼ができ、ダイオキシン類
を大幅に低減することができます。

(エ) 事業効果

- ① ゼロエミッションをめざした資源循環型社会への貢献
- ② RDF化による効率的かつ広域的なダイオキシン対策及びエネルギーの有効活用
- ③ 参画市町・一部事務組合の廃棄物処理コストの削減
- ④ 二酸化炭素等環境負荷の削減
- ⑤ スラッグの有効利用による最終処分量の削減
- ⑥ 新産業の導入と備後地域の振興による経済効果

(オ) 事業実績

参画市町 RDF 搬入量 (単位: t)

市町名 年度	福山市	府中市	大竹市	廿日市市	甲世衛生 組合	神石 高原町	庄原市	合 計
2017 年度 (平成 29 年度)	50,180 (68.9%)	3,768 (5.2%)	3,494 (4.8%)	12,204 (16.8%)	1,849 (2.5%)	463 (0.6%)	878 (1.2%)	72,836
2018 年度 (平成 30 年度)	51,986 (71.2%)	3,802 (5.2%)	3,497 (4.8%)	10,712 (14.7%)	1,855 (2.5%)	440 (0.6%)	745 (1.0%)	73,037
2019 年度 (令和元年度)	51,760 (91.3%)	3,665 (6.5%)	—	—	—	451 (0.8%)	809 (1.4%)	56,685
2020 年度 (令和 2 年度)	51,985 (91.4%)	3,725 (6.5%)	—	—	—	421 (0.7%)	750 (1.3%)	56,881
2021 年度 (令和 3 年度)	52,096 (91.2%)	3,809 (6.7%)	—	—	—	442 (0.8%)	761 (1.3%)	57,108

※各数値は四捨五入しているため、合計が 100% になりません。

※2019 年度 (令和元年度) から、大竹市・廿日市市・甲世衛生組合は各自治体等で処理しています。

福山リサイクル発電所稼働状況

年度	RDF 搬入量 (t)	RDF 処理量 (t)	総発電量 (千 kWh)	売電量 (千 kWh)	スラッグ資源化 (t)	メタル資源化 (t)
2017 年度 (平成 29 年度)	72,836	73,682	111,852	93,325	5,555	212
2018 年度 (平成 30 年度)	73,037	72,458	108,966	90,332	5,778	40
2019 年度 (令和元年度)	56,685	56,257	84,105	70,013	5,197	142
2020 年度 (令和 2 年度)	56,881	57,419	84,173	69,437	4,856	143
2021 年度 (令和 3 年度)	57,108	57,768	83,371	68,440	4,312	194

5 主な取組

(1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進

ア エコショップ認定制度

2004年（平成16年）4月から、エコバッグ持参の推進や再生商品の販売、ごみの減量化に取り組んでいる店舗を「エコショップ（環境にやさしい店）」として認定しています。

○2022年（令和4年）3月31日現在 90店舗

イ 子育て用品リユース事業

(ア) 内容

福山市リサイクルプラザに持ち込まれた子育て用品（衣類、おもちゃ、ベビーカー、ベビーベッド、その他破損等のない物）を引き取っています。抽選やイベントを通じて、子育て用品を必要としている世帯に譲渡しています。

(イ) 応募者・当選者

2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
商品 個	13	0	0	0	0	19	23	0	0	0	0	0	55
応募者 人	71	0	0	0	0	90	104	0	0	0	0	0	265
当選者 人	13	0	0	0	0	19	23	0	0	0	0	0	55

ウ フードドライブ

廃棄物の減量に向けた取組の一環として、2021年（令和3年）10月から、フードドライブを実施しています。この取組は、食品ロス及び食品廃棄物に関心を高め、環境配慮行動を促進することを目的とし、福山市役所本庁舎、各環境センター、福山市リサイクルプラザで回収を行っています。回収した食品は、社会福祉協議会へ譲渡しています。

○2021年度（令和3年度）実績 835個

(2) 再生利用（リサイクル）の推進

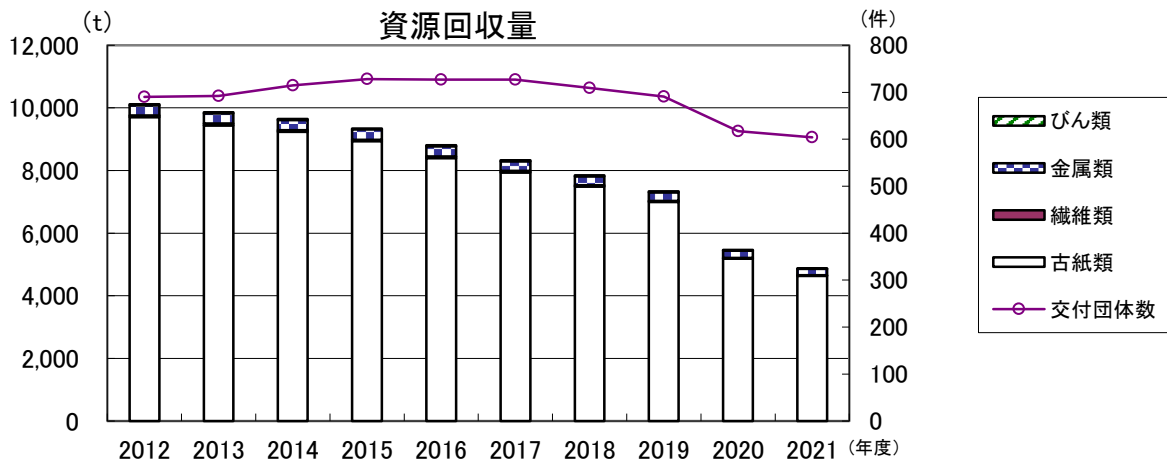
ア 資源回収推進団体補助金制度

1989年（平成元年）4月に本制度を設け、子ども会・自治会（町内会）・女性会等の団体による資源回収（古紙・繊維・金属〔アルミ缶・スチール缶〕・びん）を推進しています。

○補助額：1kg当たり8円

資源回収推進団体補助金交付実績

区分／年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
交付団体数	件	727	709	691	617	604
古紙類	t	7,943	7,489	7,000	5,189	4,636
繊維類	t	43	39	33	24	20
金属類	t	309	291	274	229	205
びん類	t	36	30	27	19	15
重量計	t	8,331	7,849	7,334	5,461	4,876
補助額	千円	66,650	62,791	58,673	43,686	39,004



イ 資源回収協力店制度

2009年（平成21年）4月に本制度を設け、福山市資源回収協力店を募集することで、資源回収ルートの確保を図り、資源回収活動を促進し、ごみの減量化を図っています。

ウ 紙ごみの拠点回収

子ども会や自治会（町内会）等の団体による資源回収等を補完し、紙ごみのリサイクルの推進と市民サービスの向上を図るため、新聞（チラシを含む）・雑誌・ダンボールなど、紙ごみの拠点回収を実施しています。

（ア）環境部の各施設等での拠点回収（2007年〔平成19年〕6月～）

各環境センター・福山市リサイクルプラザ等で実施

2021年度（令和3年度）実績 1,155 t

（イ）エコショップ協議会主催の拠点回収（2006年〔平成18年〕8月～）

市内4か所のスーパー（エコショップ認定店）の駐車場で実施

2021年度（令和3年度）実績 142 t

エ イベントごみ減量の取組

リサイクルプラザでは、イベントにおけるごみの分別を徹底し、ごみの減量・リサイクルをめざして、ごみ箱等の貸出を行っています。

第2節 一般廃棄物（し尿等）

し尿処理は、下水道を通じて処理する方法、浄化槽により処理する方法、くみとり便所からくみとり処理する方法があります。

本市は、くみとり便所からくみとるし尿及び浄化槽から発生する汚泥の収集運搬を許可業者（し尿 12 業者・浄化槽汚泥 14 業者）及び委託団体（走島 1 団体）により行っており、これらの収集したし尿及び浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターなどの 4 施設において処理しています。

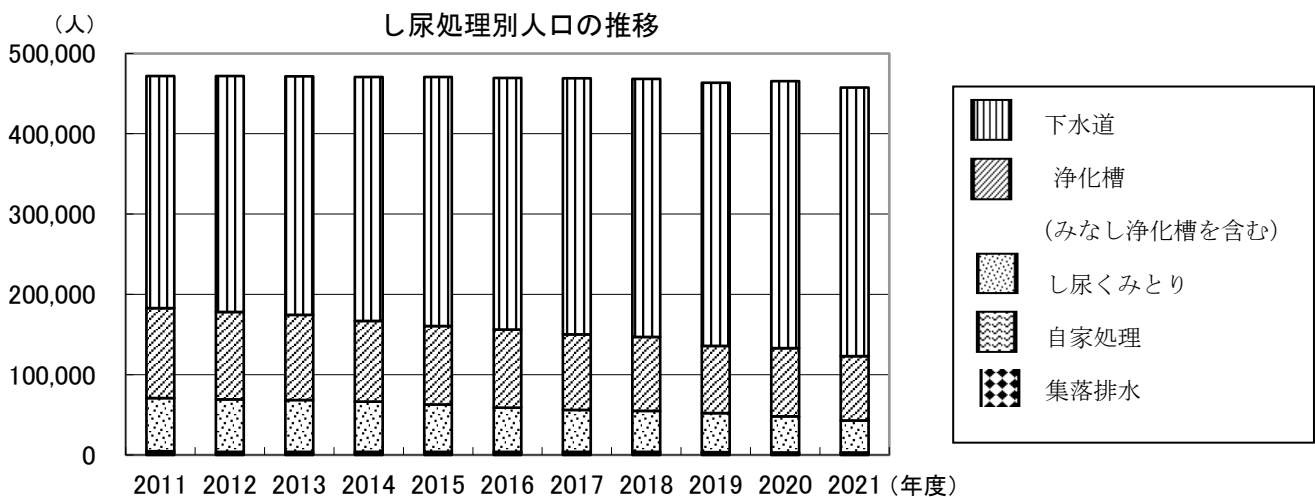
1 し尿処理別人口

し尿処理別人口は、下水道や浄化槽の普及により、水洗化人口が増加し、し尿くみとり人口が減少しています。

下水道・浄化槽を含めた水洗化の人口比率は、91.2%となっています。

し尿処理別人口 【2022年（令和4年）3月31日現在】

下水道	334,436 人	水洗化率	91.2%
集落排水	2,334 人		
大型浄化槽	4,120 人		
浄化槽	40,304 人		
みなし浄化槽	40,000 人		
小計	421,194 人		
し尿くみとり	39,900 人		
自家処理	570 人		
合計	461,664 人		

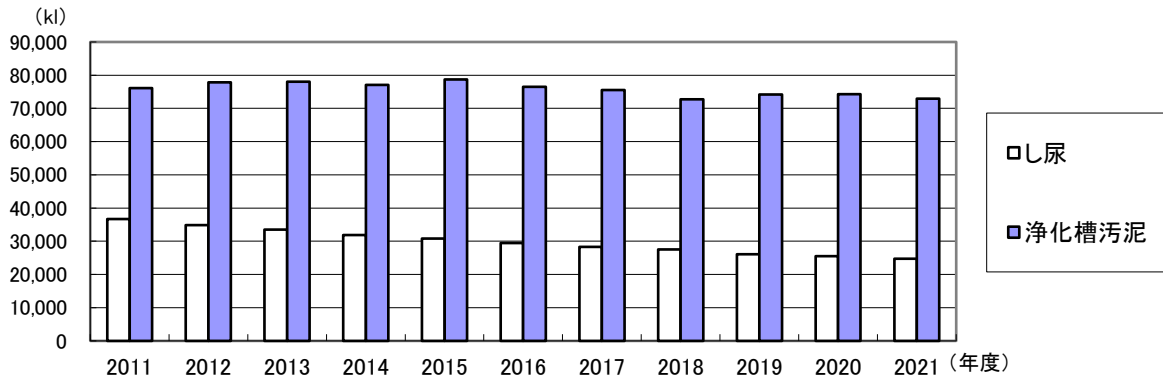


2 し尿・浄化槽汚泥の収集量

し尿の収集量は、下水道の整備や浄化槽の普及により、年々減少傾向にあります。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移 (k l)

区分／年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
し尿	28,298	27,560	26,106	25,490	24,740
浄化槽汚泥	75,489	72,717	74,218	74,240	72,966
合計	103,787	100,277	100,324	99,730	97,706



3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

収集したし尿や浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターなどの4施設において処理しています。残さについては、埋立処分又は助燃剤として利用しています。

2021年度(令和3年度)し尿・浄化槽汚泥処理の状況 (k l)

施設 区分	合計	汚泥再生処理 センター	西部衛生 センター	内海し尿 処理場	走島し尿 処理場
し尿	24,885	15,679	7,212	1,901	94
浄化槽汚泥	73,410	45,493	21,444	6,416	57
合計	98,295	61,172	28,656	8,316	151

注：端数整理の為、合計が合わない場合がある。

<残さ>

(t)

施設 区分	合計	汚泥再生処理 センター	西部衛生 センター	内海し尿 処理場	走島し尿 処理場
埋立処分	20	12	8	-	-
助燃剤利用	2,085	1,062	756	266	1
合計	2,105	1,074	764	266	1

第3節 廃棄物の適正処理

1 事業系ごみの適正排出の指導

事業系ごみの減量化対策として、福山市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第17条に基づいて、1995年（平成7年）から多量排出事業者、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求めています。

また、多量排出事業者への立入検査を行うほか、ごみ収集車が処理施設へごみを搬入した際に、分別状況を年に数回検査し、指導を行う等、事業系ごみの減量と再生利用の推進に向けた積極的な取組の実施を求めています。

2004年度（平成16年度）から、ごみの減量化を推進するため、事業系ごみのうち「リサイクルできる紙類」の処理施設への搬入を制限しています。

2008年度（平成20年度）から事業者向けのリーフレットを、2017年度（平成29年度）は事業系廃棄物適正処理ガイドを作成し、必要に応じて事業者配布するなど、排出者責任及び適正な処理の啓発を行っています。

2 ふくやま環境賞

地球温暖化防止活動や3R推進活動など環境にやさしい取組を実施する事業者や団体、個人のほか、ごみステーションの積極的な適正管理に取り組む団体に対して表彰を行うとともに、事業系一般廃棄物減量計画書を提出している多量排出事業者の中から優秀な事業者を認定し、表彰しています。

2021年度（令和3年度）は、個人部門で2名、優良ごみステーション部門で3団体が受賞しました。

3 不法投棄対策

不法投棄の未然防止と環境保全のため、ごみの不法投棄に対する体制強化を図っています。

定期的パトロールや自治会（町内会）、職員等から情報の提供を受けるとともに、郵便局及び農業協同組合と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、情報の提供を受け、状況の把握、排出の指導、やむを得ないものの収集、警察への通報などを行っています。

定期的な不法投棄防止パトロールの補完として、県、県警、第六管区海上保安本部と連携し、スカイパトロールとシーパトロールを引き続き実施するとともに、近隣市町、警察署、海上保安署等で組織した「福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を通して、情報の早期把握に努めています。

また、2003年度（平成15年度）から県補助事業を活用し、不法投棄防止のための監視カメラを設置して、積極的な不法投棄防止対策に取り組んでいます。

2006年（平成18年）より、6月の環境月間の取組の一環として、各環境センターによるパトロールの強化、懸垂幕及びのぼり旗の設置等による啓発活動を実施し、より一層の不法投棄防止に向け取り組んでいます。

○監視カメラ設置状況

【2022年（令和4年）4月1日現在】

設置年度	設 置 場 所	
2003年度 (11基)	草戸町半坂（市道草戸38号線） 柳津町一丁目（松永浄化センター） 大門町大門（市道幕山台大門線） 山手町（市道郷分津之郷1号線） 芦田町上有地（市道久田谷本線） 新市町下安井（市道助元4号線）	箕島町南浦（市道芦田川左岸線） 駅家町中島（市道新山法成寺1号線） 新市町藤尾（市道藤尾92号線） 金江町藁江（市道金江1号線） 春日町宇山（宇山埋立地進入道）
2004年度 (2基)	加茂町北山（市道四川線四川ダム下流）	内海町（鬼の釜展望所）
2005年度 (2基)	芦田町柞磨（市道菅野越線）	今津町（市道今津61号線）
2006年度 (3基)	津之郷町（市道郷分津之郷1号線） 新市町藤尾（市道藤尾幹線）	千田町（市道千田蔵王1号線）
2007年度 (3基)	加茂町（七曲隧道付近）※ 金江町藁江（市道金江2号線）	沼隈町草深（林道臼木山線）
2008年度 (3基)	柳津町（市道新池竜王線） 神辺町（市道上御領29号線）	東村町（市道東村30号線）
2009年度 (2基)	奈良津町（白石奈良津線）※	山手町（山手墓苑駐車場）
2010年度 (2基)	新市町金丸（常金丸372号線）※	金江町金見（辻堂本谷線）
2011年度 (2基)	神辺町下御領（林道御領支線）※	箕沖町（市道箕沖9号線）
2012年度 (2基)	新市町常（前金名府中線）	内海町（内海町し尿処理場跡地）※
2013年度 (2基)	金江町藁江（金江～瀬戸幹線）※	津之郷町津之郷（県道津之郷山守線）
2014年度 (3基)	新市町相方（県道松永新市線）※ 神辺町下御領（下御領36号線）※	神辺町下御領（下御領36号線）
2015年度 (2基)	赤坂町赤坂（赤坂幹線）	赤坂町赤坂（赤坂幹線）
設 置 済 基 数 39 基		
2022年度	1基予定	

※は市単独事業，その他は県補助事業

第4節 産業廃棄物

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等における適正処理確保のため、保管、収集運搬及び処分の基準や産業廃棄物処理施設の構造基準・維持管理基準を定めており、これらの基準を遵守するよう指導を行っています。

また、環境への影響が大きいと考えられる産業廃棄物処理施設の設置、処分量の許可に当たっては、生活環境の保全に配慮した総合的判断により、許可審査事務には特に慎重を期しています。

2 産業廃棄物処理施設設置状況

【2022年（令和4年）4月1日現在】

施設の種類	計	中間処理施設												最終処分場	
		汚泥			廃油		廃プラスチック類		その他の焼却	廃酸 廃アルカリ		木くず	がれき類	安 定 型	管 理 型
		脱水	焼却	シアン化合物の分解	油水分離	焼却	破砕	焼却		中和	シアン化合物の分解				
設置数 (基数)	107	7	5	2	2	5	18	5	8	2	2	15	36	14	4

※焼却施設、シアン化合物の分解施設及び破砕施設には、施設種類が重複しているものがある。

3 産業廃棄物処理業許可業者数

【2022年（令和4年）4月1日現在】

	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分量	収集運搬業	処分量	
市内	41	51	4	3	99
県内	4	7	—	—	11
県外	24	12	6	1	43
計	69	70	10	4	153

※市内、県内、県外は本社の所在地で区分している。

4 産業廃棄物関係立入指導状況

【2021年度（令和3年度）】

立入等の状況 立入対象	立入件数	指 導 区 分									
		計	口頭	注意指導票	勧告	警告	改善命令	措置命令	営業停止	許可取消	告発
産業廃棄物処理施設	64	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理業	36	24	21	3	—	—	—	—	—	—	—
排出事業者	896	48	47	1	—	—	—	—	—	—	—
計（件数）	996	75	71	4	—	—	—	—	—	—	—

第5節 廃棄物処理体制の確保

1 次期ごみ処理施設の整備

本市では、3つの焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター）及びごみ固形燃料（RDF）工場で燃やせるごみ等の処理を行っています。

このうち、焼却施設は老朽化が著しく進行しており、小規模であるため運転が非効率になっています。また、ごみ固形燃料（RDF）工場で製造したRDFの供給先である福山リサイクル発電株式会社の事業が2024年（令和6年）3月で終了する予定です。さらに、燃やせる粗大ごみはリサイクル工場へ搬入し、破碎処理を行っていますが、搬入量が処理能力を超過している状況です。

このため、新たな可燃ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設の整備に向けて、2021年（令和3年）9月に土木・建築工事に着工しました。本施設は、DBO方式（設計・施工・運営の一括発注）での発注としているほか、府中市、神石高原町を含めた広域処理体制を構築するものです。

稼働開始年度 2024年度（令和6年度）

●可燃ごみ処理施設

施設規模 600t/日（災害廃棄物の処理量を含む）

炉数 3炉構成

処理方式 ストーカ式焼却方式

●粗大ごみ処理施設

施設規模 16t/5h

施設完成イメージ図【参考】

